

第 36 期 中 間 決 算 公 告

青森市勝田1丁目3番1号
株式会社 みちのく銀行
取締役頭取 杉本 康雄

中 間 貸 借 対 照 表

(平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	46, 214	預 金	1, 737, 297
コ ー ル ロ ー ン	57, 923	コ ー ル マ ネ ー	1, 512
買 入 金 銭 債 権	8, 251	借 用 金	14, 800
商 品 有 価 証 券	271	外 国 為 替	75
金 銭 の 信 託	19, 729	社 債	15, 000
有 価 証 券	499, 582	そ の 他 負 債	13, 292
貸 出 金	1, 220, 936	子 会 社 前 受 金	3, 462
外 国 為 替	690	賞 与 引 当 金	1, 275
そ の 他 資 産	21, 132	退 職 給 付 引 当 金	9, 950
有 形 固 定 資 産	11, 367	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	119
無 形 固 定 資 産	1, 389	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	358
繰 延 税 金 資 産	19, 400	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	984
支 払 承 諾 見 返	15, 127	支 払 承 諾	15, 127
貸 倒 引 当 金	△ 31, 926		
		負 債 の 部 合 計	1, 813, 256
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24, 167
		資 本 剰 余 金	19, 775
		資 本 準 備 金	19, 775
		利 益 剰 余 金	30, 707
		利 益 準 備 金	4, 392
		そ の 他 利 益 剰 余 金	26, 314
		別 途 積 立 金	23, 910
		繰 越 利 益 剰 余 金	2, 404
		自 己 株 式	△ 623
		株 主 資 本 合 計	74, 027
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2, 366
		土 地 再 評 価 差 額 金	440
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2, 807
		純 資 産 の 部 合 計	76, 834
資 産 の 部 合 計	1, 890, 091	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1, 890, 091

中間貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
- 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,132百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、「睡眠預金」という。)の払戻は、従来支出時の費用として計上しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、過去の一定期間の払戻実績率から将来の払戻金額を見積もり、睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。
これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は114百万円、特別損失は244百万円それぞれ増加し、経常利益は114百万円、税引前中間純利益は358百万円それぞれ減少しております。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
32 百万円
18. 関係会社の株式総額 10,579 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 13,294 百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,236 百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,311百万円、延滞債権額は 61,393百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はございません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,821百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 79,526 百万円であります。
なお、21. から 24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、18,926百万円であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,573百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,172 百万円
現金 32 百万円
担保資産に対応する債務
預金 1,508 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 78,903 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 492百万円であります。
28. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出
29. 借入金金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,800百万円であります。
30. 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円あります。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,870百万円あります。
32. 1株当たりの純資産額 496円 06銭

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。34. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	22,400	29,551	7,150
債券	438,616	436,223	△ 2,392
国債	239,658	237,753	△ 1,905
地方債	79,370	79,139	△ 231
短期社債	14,996	14,989	△ 6
社債	104,591	104,342	△ 249
その他	16,581	15,555	△ 1,026
合計	477,598	481,330	3,731

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 1,384百万円を差し引いた額 2,347百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当期において、その他有価証券で時価のあるものについて 42百万円減損処理を行っております。

時価のある有価証券の減損処理にあたっては、中間決算日における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、下落率が30%以上50%未満の銘柄について該当銘柄の過去一定期間の時価の推移を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債券	3,870
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	10,548 30
その他有価証券 非上場株式 非上場外国証券 貸付債権信託受益権 投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	2,874 214 7,640 714

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、221,445百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 215,922百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	16,076 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	4,022
その他有価証券評価差額金	2,018
税務上の繰越欠損金	1,124
有価証券償却損金不算入額	1,069
賞与引当金損金算入限度超過額	515
固定資産の減損損失否認額	511
出資金の減損否認額	351
減価償却費損金算入限度超過額	204
未払事業税	27
その他	805
繰延税金資産小計	26,727
評価性引当額	<u>△ 3,911</u>
繰延税金資産合計	22,815
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△ 3,415</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 3,415</u>
繰延税金資産の純額	<u>19,400 百万円</u>

38. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月11日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

中間損益計算書

(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	24,773
資金運用収益	17,831
(うち貸出金利息)	(14,762)
(うち有価証券利息配当金)	(2,770)
役務取引等収益	2,963
その他業務収益	169
その他経常収益	3,808
経常費用	22,067
資金調達費用	2,498
(うち預金利息)	(2,242)
役務取引等費用	2,237
その他業務費用	186
営業経費	13,456
その他経常費用	3,688
経常利益	2,705
特別利益	201
特別損失	1,872
税引前中間純利益	1,035
法人税、住民税及び事業税	17
法人税等調整額	372
中間純利益	645

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり中間純利益金額 4円17銭
 3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 314百万円、貸倒引当金繰入額 2,177百万円及び株式等償却 121百万円を含んでおります。
 4. 「特別損失」には、「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」への出捐 1,011百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額 244百万円及びリース資産解約費用 218百万円を含んでおります。
 5. 当中間会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 273百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額(百万円)
青森県内	営業用店舗 11か所	土地・建物	205
青森県外	営業用店舗 4か所	土地・建物	63
—	遊休資産	土地・建物・動産	5

営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

第36期 中間連結財務諸表

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

株式会社 みちのくサービスセンター

株式会社 みちのくオフィスサービス

みち銀総合管理 株式会社

みちのく信用保証 株式会社

Michinoku Preferred Capital Cayman Limited

株式会社 みちのく銀行(モスクワ)

北日本財務(香港)有限公司

当中間連結会計期間中に優先出資証券発行のため特別目的会社Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedを設立しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

会社名

みちのくカード 株式会社

みちのくキャピタル 株式会社

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 2社

9月末日 5社

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表

(平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	49,271	預 金	1,736,619
コールローン及び買入手形	59,552	コールマネー及び売渡手形	1,512
買 入 金 銭 債 権	8,251	借 用 金	6,500
商 品 有 価 証 券	271	外 国 為 替	55
金 銭 の 信 託	19,729	社 債	15,000
有 価 証 券	494,065	そ の 他 負 債	17,649
貸 出 金	1,225,002	賞 与 引 当 金	1,303
外 国 為 替	2,274	退 職 給 付 引 当 金	9,953
そ の 他 資 産	21,600	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	119
有 形 固 定 資 産	11,669	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	358
無 形 固 定 資 産	1,397	繰 延 税 金 負 債	3
繰 延 税 金 資 産	18,688	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	984
支 払 承 諾 見 返	15,127	支 払 承 諾	15,127
貸 倒 引 当 金	△ 36,051		
		負 債 の 部 合 計	1,805,186
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,167
		資 本 剰 余 金	19,775
		利 益 剰 余 金	30,303
		自 己 株 式	△ 637
		株 主 資 本 合 計	73,609
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,376
		土 地 再 評 価 差 額 金	440
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,234
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,052
		少 数 株 主 持 分	8,003
		純 資 産 の 部 合 計	85,665
資 産 の 部 合 計	1,890,851	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,890,851

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～ 50年
動 産	2年～ 20年

 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
 また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度年度の翌連結会計年度年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
8. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
9. 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。
10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,132百万円であります。
 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

14. 一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、「睡眠預金」という。)の払戻は、従来支出時の費用として計上していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、過去の一定期間の払戻実績率から将来の払戻金額を見積もり、睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は 114百万円、特別損失は 244百万円それぞれ増加し、経常利益は 114百万円、税金等調整前中間純利益は 358百万円それぞれ減少しております。

15. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

32 百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 13,569 百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,609 百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,844百万円、延滞債権額は 62,822百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はございません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,507百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 85,174百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. ローン・パーティシパーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、18,926百万円であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,573百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,172 百万円

現金 32 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,508 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 78,903 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 493百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出

28. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,500百万円であります。
29. 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。
30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 3,870百万円であります。
31. 1株当たりの純資産額 501円 48銭
32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。33. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	22,400	29,551	7,150
債券	439,615	437,222	△ 2,393
国債	240,657	238,751	△ 1,905
地方債	79,370	79,139	△ 231
短期社債	14,996	14,989	△ 6
社債	104,591	104,342	△ 249
その他	20,630	19,618	△ 1,011
合計	482,647	486,392	3,745

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 1,263百万円を差し引いた額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 0百万円を加算した額 2,357百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて 42百万円減損処理を行っております。時価のある有価証券の減損処理にあたっては、中間決算日における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、下落率が30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,870
その他有価証券	
非上場株式	2,874
非上場外国証券	214
貸付債権信託受益権	7,640
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	714

34. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 221,445百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 215,922百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月11日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

中間連結損益計算書
(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	25,656
資金運用収益	18,183
(うち貸出金利息)	(14,870)
(うち有価証券利息配当金)	(2,952)
役務取引等収益	3,327
その他業務収益	273
その他経常収益	3,871
経常費用	23,173
資金調達費用	2,481
(うち預金利息)	(2,238)
役務取引等費用	1,957
その他業務費用	220
営業経費	14,079
その他経常費用	4,434
経常利益	2,482
特別利益	202
特別損失	1,898
税金等調整前中間純利益	787
法人税、住民税及び事業税	96
法人税等調整額	402
少数株主利益	3
中間純利益	285

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 1円 84銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 314百万円、貸倒引当金繰入額 2,801百万円及び株式等償却 78百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」への出捐 1,011百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額 244百万円及びリース資産解約費用 218百万円を含んでおります。
5. 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 274百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額(百万円)
青森県内	営業用店舗 11か所	土地・建物	205
青森県外	営業用店舗 4か所	土地・建物	63
—	遊休資産	土地・建物・動産	5

営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。